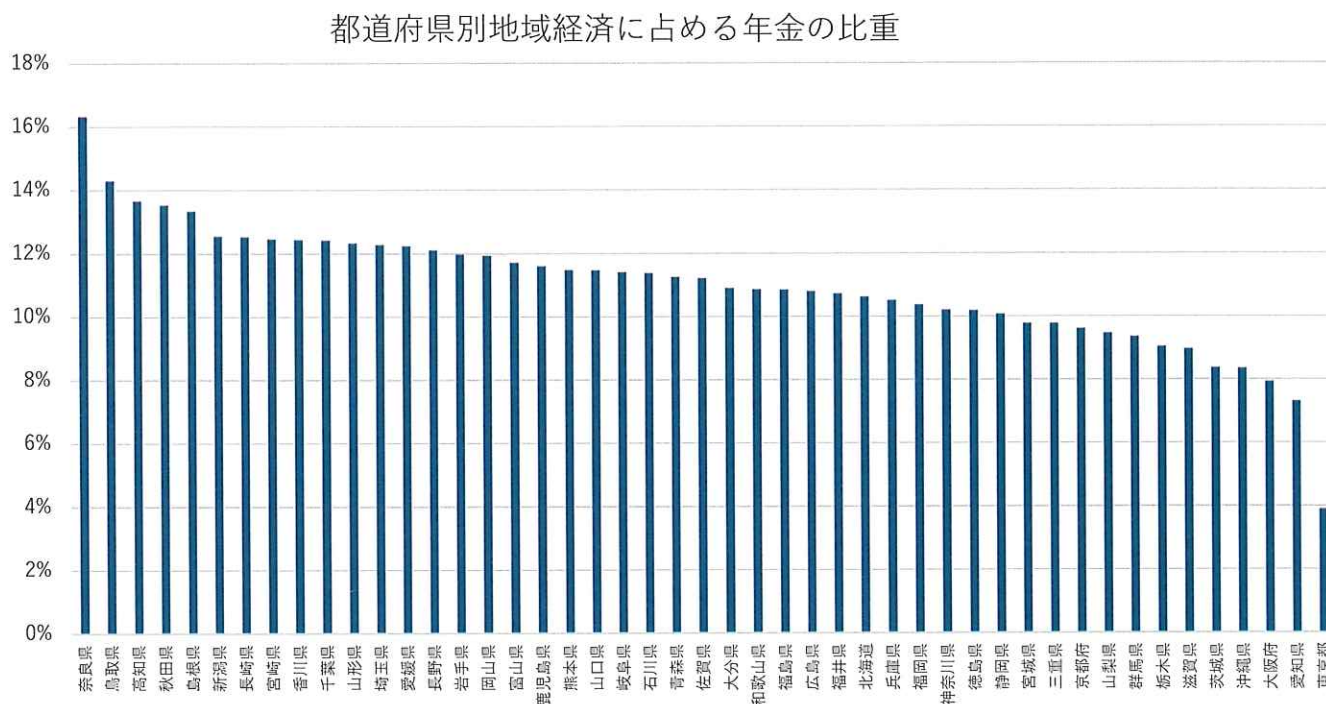
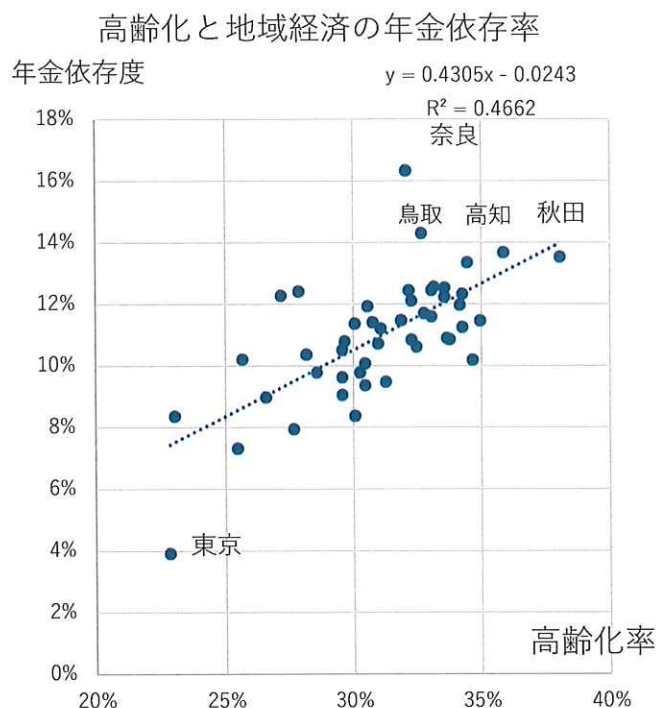


年金水準の低下と地方への影響

(出典) 駒村康平慶応大教授作成 令和7年5月27日厚生労働委員会参考人質問提出資料「2025年年金改革法案*についての意見」より抜粋

- ・ **高齢化率が高い都道府県ほど年金依存度（県民所得に対する年金の比重）が大きい。**
- ・ 年金の給付水準が地域経済を左右。（地方創生との整合性？）
- ・ 高齢化が1%上昇すると年金依存度は0.43%上昇する。



出典：厚生労働省（2021）厚生年金保険・国民年金事業統計と内閣府（2021）県民経済計算より作成

資料1
2024年3月19日
日経経済教室
2024年財政検証前

24年の財政検証は、23年4月公表の人口推計に基づき実施される。人口推計によれば、出生率の低下と寿命の伸長が続く一方で、外国人の流入増により、高

3つの条件を満たさない可能性があると、制度改革が実施されることになる。

証する。

04年改革以降は以下の3つの条件が検証される。
第1に保険料(率)を固定する。第2に国民年金財政と厚生年金財政における約100年間の積立金、国庫負担、保険料収入の合計(資産)と年金給付総額(債務)のバランスシートの均衡を確認する。第3に給付額を抑制する「マクロ経済スライド」を実施しても、5年以内に年金給付水準(現役男性の平均手取り収入に対する年金額の比率を示す所得代替率)が60%を下回ることがないかを検証する。

年金財政は、おおむね5年間隔でその持続可能性をチェックする。2024年夏ごろには次回の財政検証が予定されている。



こまむら・こうへい
64年生まれ。慶大院
博士課程単位取得退
学。東洋大博士(経済
学)。専門は社会政策

年金財政の展望と課題 ④

駒村康平 慶応義塾大学教授

基礎年金の水準低下 防げ

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

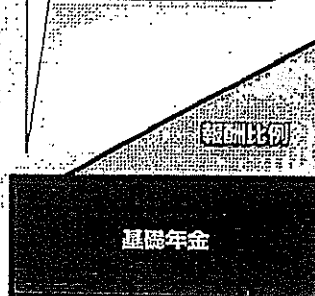
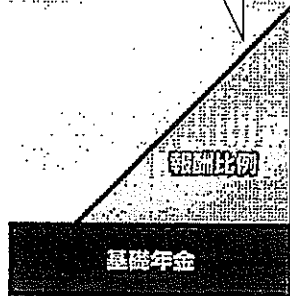
基礎年金を巡る改革のイメージ

現状のまま基礎年金の水準低下を放置した場合

基礎年金拠出金を変更してマクロ経済スライドの適用を14年間で一致させた場合

基礎年金と報酬比例の調整期間が異なるためバランスに偏り

基礎年金が厚みを増し、報酬比例部分の傾きが小さくなる



ポイント

- ・基礎年金へのスライド適用期間の短縮
- ・厚生年金の補完として国民年金位置づけ
- ・年金の所得再分配機能の強化の効果期待

高齢化率の進展の程度は19年の財政検証で使用された17年の人口推計と大きな変化はなかった。そこで24年の財政検証の焦点は、19年の財政検証でも確認された「基礎年金の給付水準の低下」となる。

基礎年金は年金加入者全員に共通する年金で、老齢のみならず障害のリスクや遺族を残して死にするリスクもカバーする所得保障制度の柱だ。基礎年金の給付水準の低下は、高齢者の医療・介護費用の負担能力を引き下げるとともに、貧困高齢者や生活保護受給者の高齢化率の進展の程度は19年の財政検証で使用された17年の人口推計と大きな変化はなかった。そこで24年の財政検証の焦点は、19年の財政検証でも確認された「基礎年金の給付水準の低下」となる。

急増にもつながる。公的年金は毎年物価や賃金の変化に連動して改定されることで実質価値が維持される。04年に導入されたマクロ経済スライドは、高齢化率の上昇分だけ物価や賃金の改定幅を引き下げ、年金の実質価値や年金水準を抑制することで、年金財政のバランスシートを均衡させる効果を持つ。そのためマクロ経済スライドの適用期間が長くなるほど、年金の給付水準は低下する。

04年の年金改革当時は、国民年金と厚生年金のマクロ経済スライドの適用はと

もに19年間で終了す

だった。だがその後、レ経済で想定に齟齬が生じた。デフレ経済マクロ経済スライドは、抑制は先送りされ、と実際の財政状況のことがった。特に国民年金にダメージが集中し、1985年に成立した基礎年金制度では、給付に必要な費用は金と国民年金から加比例で計算される熱暗われていた。拠出、れぞれの保険料からるため、政府は保険

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和5年度末現在)

都道府県	厚生年金保険 (第1号)		国民年金
	受給者数	平均年金月額 円	平均年金月額 円
全	15,723,841	147,360	33,056,697
北海道	642,358	137,572	1,519,896
青森	152,228	124,383	388,122
岩手	178,682	129,036	386,572
宮城	293,384	141,145	617,763
秋田	156,408	125,476	338,758
山形	178,414	127,133	344,999
福島	283,197	132,776	554,902
茨城	356,279	149,104	792,821
栃木	254,310	145,522	535,308
群馬	257,611	144,777	548,098
埼玉	836,500	158,003	1,801,156
千葉	720,047	161,368	1,592,048
東京	1,257,993	159,921	2,762,696
神奈川	1,011,574	166,578	2,129,221
新潟	375,779	134,716	683,416
富山	188,109	140,631	315,688
石川	172,698	137,933	314,929
福井	135,000	136,578	221,958
山梨	105,536	140,869	237,523
長野	333,168	140,743	622,681
岐阜	271,518	146,072	568,329
静岡	548,415	147,916	1,049,545
愛知	867,948	156,775	1,776,403
三重	249,035	148,059	500,810
滋賀	188,764	150,657	361,464
京都	306,616	148,015	669,002
大阪	957,163	152,686	2,079,732
兵庫	684,963	155,454	1,448,859
奈良	165,623	158,862	393,985
和歌山	113,845	142,713	285,375
鳥取	93,577	129,703	168,020
島根	119,659	130,001	214,188
岡山	290,308	142,579	533,881
広島	401,288	147,044	767,304
山口	215,552	144,503	432,339
徳島	111,931	130,383	222,563
香川	151,928	140,453	286,648
愛媛	190,708	136,630	413,348
高知	103,175	128,607	221,908
福岡	631,623	142,104	1,298,726
佐賀	114,001	130,480	235,155
長崎	177,284	133,329	404,423
熊本	231,209	128,956	515,624
大分	162,126	132,853	346,896
宮崎	148,547	125,499	325,594
鹿児島	214,927	129,639	483,858
沖縄	110,436	125,435	301,666
その他	12,397	130,311	42,497

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの（厚生年金の被保険者期間を原則として20年以上有するもの）を「老齢年金」としている。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

4. 被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった共済組合等を含まない。

(出所) 厚生労働省「令和5年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」

都道府県別 受給者年金総額 (出典)

(令和3年度末現在)		
都道府県名	老齢基礎年金 百万円	老齢厚生年金 百万円
全 国	24,499,664	25,499,626
北海道	1,125,599	1,002,831
青 森	281,653	197,939
岩 手	294,097	227,290
宮 城	450,739	426,585
秋 田	248,895	194,990
山 形	258,554	211,537
福 島	409,612	367,853
茨 城	575,778	557,732
栃 木	392,001	383,382
群 馬	410,353	390,232
埼 玉	1,300,893	1,489,201
千 葉	1,164,165	1,317,163
東 京	2,024,630	2,393,059
神 奈 川	1,566,145	1,980,300
新 潟	522,007	496,757
富 山	246,292	269,265
石 川	242,770	244,827
福 井	170,803	179,785
山 梨	173,968	153,371
長 野	482,873	477,013
岐 阜	429,043	427,634
静 岡	788,357	860,171
愛 知	1,313,878	1,522,197
三 重	382,237	393,795
滋 賀	270,985	301,270
京 都	491,505	518,888
大 阪	1,516,650	1,748,614
兵 庫	1,063,164	1,236,906
奈 良	287,762	301,219
和 歌 山	209,258	186,496
鳥 取	128,828	118,832
島 根	167,896	151,992
岡 山	410,795	433,443
広 島	581,683	646,067
山 口	329,217	347,111
徳 島	165,589	145,883
香 川	218,934	219,966
愛 媛	312,681	280,778
高 知	164,376	138,369
福 岡	951,484	995,194
佐 賀	179,785	148,413
長 崎	299,121	255,365
熊 本	389,883	296,374
大 分	254,830	222,876
宮 崎	245,701	188,393
鹿 児 島	366,700	285,649
沖 縄	222,278	142,194
その他	15,217	24,423

注1. 年度末時点における受給者の決定済の年金額（年額）の総額であり、一部支給停止されている金額を含む。
注2. 老齢基礎年金には、旧法国民年金および老齢福祉年金に係る分を含む。
注3. 老齢厚生年金には、旧法厚生年金に係る分を含む。
注4. 被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった共済組合等を含まない。

(出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

お求めの資料

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る障害基礎年金・遺族基礎年金への影響
＜令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)＞

過去30年投影ケース

○ 2024年度

○ 2052年度

適用拡大②

適用拡大②
＋
基礎年金のマクロ経済スライド
の早期終了所得代替率
(基礎年金部分)

36.2%

27.2%

33.3%

年金月額

※ 年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質値。

障害基礎年金
(1級)

8.4万円

6.9万円

8.5万円

障害基礎年金
(2級)

6.7万円

5.5万円

6.8万円

遺族基礎年金

6.7万円

5.5万円

6.8万円

【参考】

老齢基礎年金

6.7万円

5.5万円

6.8万円

注1 年金額は、子の加算を除く。

注2 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライド調整による給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

年金機構、「不支給急増」の報道後

障害年金1000件超こっそり再判定

用語解説 障害年金 病気やけがで障害があり、条件を満たせば現役世代でも受け取れる公的年金。障害基礎年金と障害厚生年金の2種類がある。障害の重い順に1～3級に分かれ、支給額は基礎年金の1級で月約8万6千円、2級で約6万9千円。「基礎」の場合は3級と判定されると支給されない。市区町村役場などで申請すると、日本年金機構の障害年金センターに書類が送られ、機構の委託を受けた判定医が支給の可否や等級を審査する。2023年度の受給者は約242万人で、年間の支給総額は約2兆3千億円。

年金機構は取材に対し「そうした事実はない」と否定しているが、共同通信は再判定を行っていることを示す内部文書を確認した。職員からは「機構の回答は虚偽だ」との声が出ている。

国の障害年金を不支給とされた人が2024年度に増えた問題を探り、日本年金機構が検証のため、不支給と判定したところ数千件について内部でひそかに判定をやり直していたことが25日、関係者への取材で分かった。通常、再判定することはなく、異例の措置。

機構の関係者によると、これを受け担当部署の障害年金センター長が4月上旬、内部の会合で不支給のうち数千件について判定をやり直す方針を表明。障害の種類や申請者の地域などによって分かれている部署ごとに、数百件など一定数を抽出して再判定した。再判定した結果

共同通信は今年3月、障害年金の申請代行を専門に扱う社会保険労務士の協力で実施した調査の結果を報道。不支給判定が24年に急増した可能性を指摘した。

共同通信は4月下旬、入手した機構内部の集計表に基づき、24年度に約3万人が不支給と判定され、前年度に比べ約2倍に増えたことを報道。だが、年金機構は国会答弁で「そうした集計データはない」と存在を否定。ある職員はこれについても「虚偽答弁だ」と話した。

厚生労働省は不支給判定がどの程度増えたかサンプル調査し、結果を6月中旬に発表する方針で、「判定やり直しの情報についても調べる」としている。

センター長は4月中旬、取材に対し再判定の方針を示したことを否定。一方で「不支給が増えたことは認識しており、件数は決めていないが、抽出して検証・分析する必要があると思っている」と話していた。

がどうなったかや、今後どう処理するのかは分かっていない。

(出典)

「障害年金1000件超 こっそり再判定 年金機構、「不支給急増」の報道後」
東京新聞 2025/5/26 朝刊 2ページ

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和七年五月九日

【衆議院】厚生労働委員会議事速報（未定稿）

いは言っていただけませんか。

○福岡国務大臣 先ほど、政府のこれまでの取組は余り効果が出ていないというふうにおっしゃいましたけれども、これまでも診療報酬において、薬剤師による残薬解消に資する介入を促進するため、例えば電子処方箋などのデジタル技術の活用による重複投薬であったり飲み合わせの悪い薬の服薬の防止、また、かかりつけ薬剤師、薬局の促進による服用薬剤の一元的、継続的な把握、そして、先ほど申し上げましたように、服薬に支援が必要な方に対します外来服薬支援などに対しての評価を設けてきたところでございます。薬剤師の介入によって処方変更が行われた件数は増加傾向にありまして、一定程度の効果はあるというふうに承知をしております。

そして、インセンティブというようなお話もありました。診療報酬における残薬対策の在り方については、引き続き中医協において検討を進めてまいりたいというふうに思います。

そして、チームを創設するということについての御提案がありました。個々の政策につきまして、薬局や薬剤師に関する制度であったり、報酬を始めとする専門的な知見が必要でございます。私の指揮命令の下、各部局において必要な検討を行っておりますが、必要があれば、御指摘がありました検討会の設置についても考えてまいりたいと思います。

○長妻委員 必要があればって、必要があるので是非設置していただきたいんですね。設置します、前向きにしますというのを、御答弁、もう一回お

願います。

○福岡国務大臣 重ねてでございますが、今、各部局においてしっかり検討していただいています。チームの設置をする必要性も含めて検討を進めてまいりたいと思います。

○長妻委員 ちよつと消極的ですね。せつかく、本当にいろいろ節約できますよ、これは。こういうのは一定程度削減できるので、どなたにもそれは御迷惑が余りかからずに。

それと、ブラウンバグ運動についても大々的にもうちよつと宣伝、私も周辺の人に聞いたら、誰も知らなかったですね。高齢者の方も知らないわけで、これは、徹底的に宣伝しますということをちよつと言つていただけませんか。

○福岡国務大臣 有効な取組だというふうに承知しておりますので、そういった取組、好事例の取組の広報にも努めてまいりたいと思います。

○長妻委員 資料の五ページ目、これは厚労省の政府の科研費でやった研究で、一体日本には残薬がどのくらいあるんですかということなんですが、いろいろな試算があるんですが、五ページの試算では、年間に約八千七百四十四億円。もったいなくないですかね、これは。年間八千七百四十四億円ある。毎年毎年ある。日本はいまだに薬漬け大国と言われていて、先進国の中でも、いまだに。

それで、一番下に書いてありますけれども、残薬対策を全国規模で介入すれば年間で六千五百二十三億円の医療費削減が見込まれると書いてあるわけですよ。何で高額療養なんかに手をつける前にこれをやらないのか。はつきり言つて、いろい

ろな利権がありましよう。あるかもしれませんが、やはり患者さんとか医療費全体のことを考えて、もつと切り込んでほしいんですよ、こういうことについて。是非お願いしたいというふうに思います。これは強く申し上げておきます。

最後の質問でございますけれども、障害年金の件でございますが、いろいろ内部から情報が来ているけれども、共同通信が報道して、その後、国会とかにも内緒で、実は、幾つかの却下した障害年金の案件をちよつともう一回チェックしようということで今やっているようなんですけれども、今どんな状況でやられているんですか。

○福岡国務大臣 今御指摘がありましたように、障害年金が不支給の処分となった事例について、チェックしたり、認定のやり直し作業を行っているという事実については、私どもとしては承知をしております。

前回申し上げましたように、令和六年度の認定状況について抽出して調査を行い、その実態把握に努めてまいりたいと思います。

○長妻委員 これは、ちよつと深刻なんですけれども、日本年金機構の理事長とか執行部にもそういう情報が入っていないようなんですね。つまり、障害年金というのは、実は新宿に障害年金センターがあるんですね。本部は、日本年金機構は杉並にあるんですけれども、新宿に障害年金センターがあつて、センター長がそのトップで、離れ小島なんですよ。ちよつとそこが独立部隊みたいになつていて、そこでやっていることを、情報共有が日本年金機構の執行部にされていないようなん

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る年金受給総額への影響

< 令和6年財政検証オプシヨンを試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算、モデル年金を受給する場合 >

○ 経済が好調に推移する場合 (成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>) は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。

○ 経済が好調に推移しない場合 (過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>) は、以下のとおり。

※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命 (男：19.52年、女：24.38年) を基に男性20年、女性24年としている。

モデル年金 (1人分)：基礎6.7万円＋比例4.6万円 (合計11.3万円)

【単位：万円】

生年度 (2025年度の年齢)	男性 (受給期間20年)			女性 (受給期間24年)		
	早期終了 による影響	受給総額		早期終了 による影響	受給総額	
		早期終了なし	早期終了あり		早期終了なし	早期終了あり
1955 (70歳)	▲0.8%	2,712	2,689	▲0.5%	3,254	3,238
1956 (69歳)	▲0.8%	2,712	2,689	▲0.4%	3,254	3,242
1957 (68歳)	▲0.8%	2,712	2,690	▲0.2%	3,254	3,248
1958 (67歳)	▲0.7%	2,712	2,692	▲0.0%	3,254	3,254
1959 (66歳)	▲0.6%	2,712	2,696	+0.2%	3,254	3,261
1960 (65歳)	▲0.4%	2,712	2,700	+0.5%	3,254	3,270
1961 (64歳)	▲0.2%	2,712	2,705	+0.8%	3,254	3,279
1962 (63歳)	▲0.0%	2,712	2,712	+1.1%	3,254	3,290
1963 (62歳)	+0.3%	2,712	2,719	+1.4%	3,254	3,302
1964 (61歳)	+0.6%	2,712	2,728	+1.8%	3,254	3,314
1965 (60歳)	+1.0%	2,712	2,738	+2.2%	3,254	3,327
1966 (59歳)	+1.4%	2,712	2,749	+2.7%	3,254	3,341
1967 (58歳)	+1.9%	2,712	2,762	+3.1%	3,254	3,354
1968 (57歳)	+2.4%	2,712	2,777	+3.5%	3,254	3,369
1969 (56歳)	+2.9%	2,712	2,791	+4.0%	3,254	3,383
1970 (55歳)	+3.5%	2,712	2,806	+4.4%	3,254	3,398
1971 (54歳)	+4.1%	2,712	2,822	+4.9%	3,254	3,414
1972 (53歳)	+4.7%	2,712	2,838	+5.4%	3,254	3,430
1973 (52歳)	+5.2%	2,712	2,854	+5.9%	3,254	3,446
1974 (51歳)	+5.8%	2,712	2,868	+6.3%	3,254	3,460
1975 (50歳)	+6.3%	2,712	2,882	+6.7%	3,254	3,474
1976 (49歳)	+6.7%	2,712	2,894	+7.1%	3,254	3,486
1977 (48歳)	+7.1%	2,712	2,905	+7.5%	3,254	3,497
1978 (47歳)	+7.5%	2,712	2,915	+7.8%	3,254	3,507
1979 (46歳)	+7.8%	2,712	2,925	+8.1%	3,254	3,517
1980 (45歳)	+8.1%	2,712	2,933	+8.3%	3,254	3,525
1981 (44歳)	+8.4%	2,712	2,940	+8.5%	3,254	3,532
1982 (43歳)	+8.6%	2,712	2,946	+8.7%	3,254	3,538
1983 (42歳)	+8.8%	2,712	2,951	+8.9%	3,254	3,543
1984 (41歳)	+9.0%	2,712	2,955	+9.0%	3,254	3,547
1985 (40歳)	+9.1%	2,712	2,958	+9.1%	3,254	3,550
1986 (39歳)	+9.1%	2,712	2,960	+9.1%	3,254	3,552
1987 (38歳)	+9.2%	2,712	2,960	+9.2%	3,254	3,552

(37歳以下(1988年度以降生まれ)の者への影響は38歳の者と同じになる)

注1 モデル年金 (1人分) は、モデル年金 (2人分)：基礎13.4万円＋比例9.2万円 (合計22.6万円) の半分。

注2 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額を基礎として、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合と実施しない場合における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「早期終了なし」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗ることにより機械的に計算。「早期終了あり」の「受給総額」は、「早期終了なし」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

注3 令和6年財政検証オプシヨンを試算 (適用拡大②) に基づく試算であるため、比例 (2割) のマクロ経済スライドによる給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了に係る年金受給総額への影響

<令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく機械的な試算>

○ 経済が好調に推移する場合(成長型経済移行・継続ケース<実質1%成長>)は、年金受給総額がマイナスとなる者はいない。

○ 経済が好調に推移しない場合(過去30年投影ケース<実質ゼロ成長>)は、以下のとおり。

※ 平均余命は、「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命(女:24.38年)を基に24年としている。

女性の平均年金額：基礎6.4万円+比例2.9万円(合計9.3万円)

【単位：万円】

生年度 (2025年度の年齢)	女性(受給期間24年)		
	早期終了による影響	受給総額	
		早期終了なし	早期終了あり
1955(70歳)	▲0.0%	2,678	2,677
1956(69歳)	+0.2%	2,678	2,683
1957(68歳)	+0.4%	2,678	2,689
1958(67歳)	+0.7%	2,678	2,696
1959(66歳)	+1.0%	2,678	2,705
1960(65歳)	+1.3%	2,678	2,714
1961(64歳)	+1.7%	2,678	2,724
1962(63歳)	+2.1%	2,678	2,736
1963(62歳)	+2.6%	2,678	2,748
1964(61歳)	+3.1%	2,678	2,761
1965(60歳)	+3.6%	2,678	2,775
1966(59歳)	+4.1%	2,678	2,789
1967(58歳)	+4.6%	2,678	2,803
1968(57歳)	+5.2%	2,678	2,817
1969(56歳)	+5.7%	2,678	2,831
1970(55歳)	+6.3%	2,678	2,846
1971(54歳)	+6.8%	2,678	2,861
1972(53歳)	+7.4%	2,678	2,877
1973(52歳)	+8.0%	2,678	2,892
1974(51歳)	+8.5%	2,678	2,905
1975(50歳)	+9.0%	2,678	2,918
1976(49歳)	+9.4%	2,678	2,930
1977(48歳)	+9.8%	2,678	2,941
1978(47歳)	+10.2%	2,678	2,950
1979(46歳)	+10.5%	2,678	2,959
1980(45歳)	+10.8%	2,678	2,967
1981(44歳)	+11.0%	2,678	2,974
1982(43歳)	+11.2%	2,678	2,980
1983(42歳)	+11.4%	2,678	2,984
1984(41歳)	+11.6%	2,678	2,988
1985(40歳)	+11.7%	2,678	2,991
1986(39歳)	+11.7%	2,678	2,993
1987(38歳)	+11.8%	2,678	2,993

(37歳以下(1988年度以降生まれ)の者への影響は38歳の者と同じになる)

注1 女性の平均年金額は、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の平均年金月額。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。

注2 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額を基礎として、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を実施する場合と実施しない場合における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「早期終了なし」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了あり」の「受給総額」は、「早期終了なし」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

注3 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②)に基づく試算であるため、比例(2階)のマクロ経済スライドによる給付調整を配慮措置を講じた上で継続する措置は織り込んでいない。

(出典) ANNニュース (<https://www.youtube.com/watch?v=2Uy8MadmxKA>) より
※グラフの元データは厚生労働省年金局数理課が作成

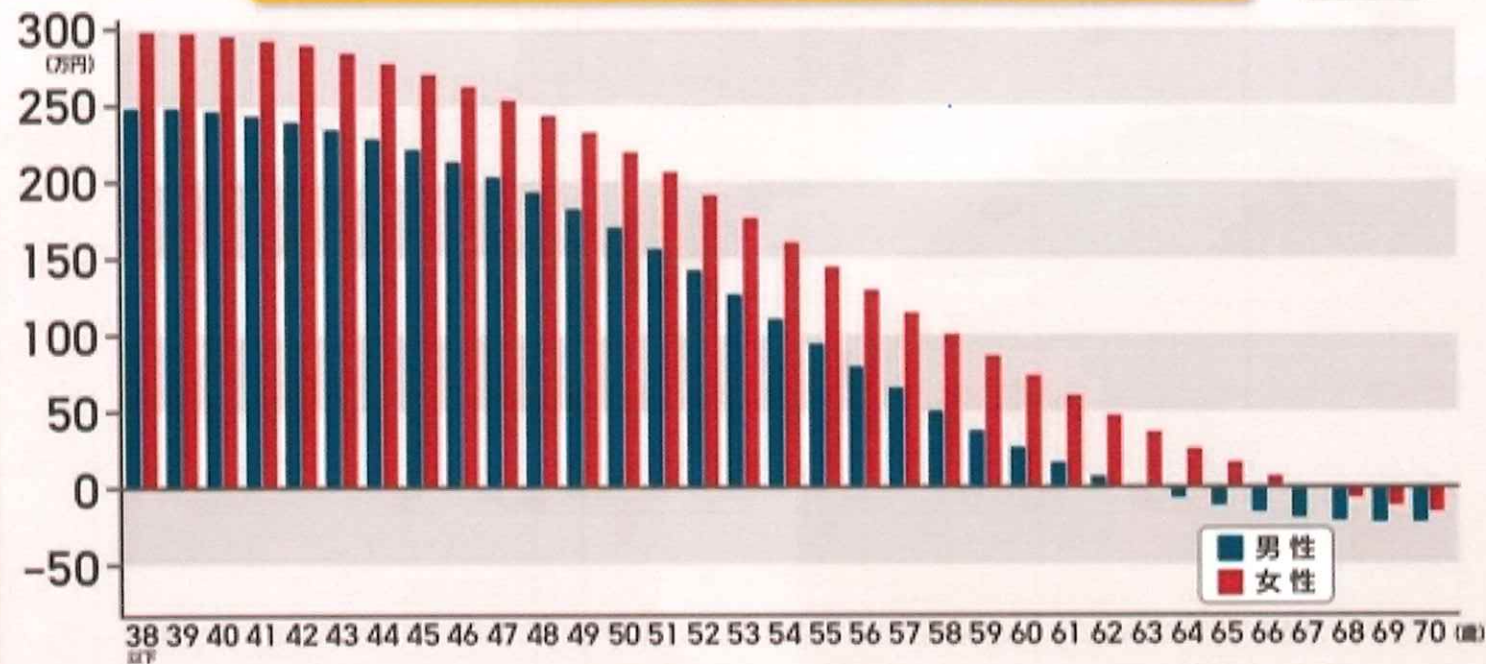
迷走

年金“底上げ復活”大筋合意
氷河期世代200万円アップも

男性63歳 女性67歳以上は↓

「基礎年金底上げ」の受給総額への影響

厚労省資料



ANN
NEWS

令和7年5月28日 衆議院厚生労働委員会 長妻昭 提出資料